

令和4年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年8月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年8月12日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年8月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 8月24日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 8月24日 13時32分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	▲
	7	國司功	○	17	大森直子	▲
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	國 司 功	議席番号 8番	松 村 勝 彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田 村 春 彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	澤 口 頼 太		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号16番 山本範夫 委員、所要のため、議席番号17番 大森直子 委員、体調不良のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、7番 國司功 委員、8番 松村勝彦 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第5回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

4ページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年8月以降の主な会議 行事等日程について、

2項目め。令和4年度第5回総会について、

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、9 月 9 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。

内容について協議を行ったところ、7 ページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

立柳会長より 5 点ほど、続いて田村委員より、りんどう価格の動向と生育状況についての情報提供が行われました。

また、竹田委員から出された質問に対する情報交換が行われ、続いて田村委員から大雨に関する被害状況の報告と河川災害に関する意見が出され、立柳会長による回答が行われました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 4 年度第 5 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 4 年 8 月 24 日 運営委員長 会長 立柳優。以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 5 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 9 ページをご覧ください。

令和 4 年 7 月 25 日から令和 4 年 8 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 8 月 18 日の木曜日でございます、15 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 13 番委員 工藤嘉充 委員、推進委員の西根南地区の 3 番委員 田村忍 委員、推進委員の西根北地区の 2 番委員 遠藤勇 委員、推進委員の安代地区の 5 番委員 種市幸雄 委員の 4 名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 5 件です。

申請番号 1：田頭第 8 地割 214、田、1,961 ㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後は野菜を作付予定です。

申請番号 2：田頭第 28 地割 82-1、田、731 ㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 3：田頭第 28 地割 117-1、田、857 ㎡を含む 2 筆 3,682 ㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後は WCS を作付予定です。

申請番号 4：西根寺田第 8 地割 302、田、306 ㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 5：松尾第 6 地割 229、田、1,039 ㎡を含む 19 筆 19,167 ㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

13番（工藤嘉充委員）

13番 工藤嘉充です。

申請番号1番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約500mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約500mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約2kmの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、松尾八幡平 I.C から北東へ約1.1km以内に点在しています。現況は、牧草が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1と申請番号2は同一事業ですので併せて説明いたします。

申請番号1：松尾寄木第7地割184、畑、1,198㎡の一部47.73㎡。

申請番号2：松尾寄木第7地割183、畑、377㎡の一部33.26㎡。

転用の目的は、賃貸借権の設定による変電所のフェンス更新工事に伴う作業スペース等で3か月の一時転用です。内容は、転回場、通路・作業スペースが計画されております。

申請番号3：平笠第24地割8-310、田、2,864㎡。転用の目的は、使用貸借権の設定による植林です。内容は、カラマツの植林、550本が計画されております。

申請番号4：荒木田第13地割172-1、田、1,317㎡。転用の目的は、使用貸借権の設定による作業場及び資材置場の新設です。内容は、作業場、資材置場、通路等計画されております。

申請番号5：大更第20地割127-1、田、1,813㎡。転用の目的は、売買による事務所の建築です。内容は、事務所、倉庫・車庫、駐車場、通路等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番、2番、申請番号4番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。

申請番号1番と2番については例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号4番ですが、7月1日付で農振の用途変更が決定公告されており、例外規定ですが、農業用施設に限り許可が認められております。

申請番号3番ですが、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号5番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

13番（工藤委員）

13番の工藤嘉充です。

申請番号1番と2番については同一事業となりますので併せて報告いたします。位置は柏台小学校から北東へ約2.2kmの地点です。現況は、自己保全管理されておりました。変電所のフェンス更新工事を行うにあたり作業工程を検討したところ、隣接地である申請地を利用する必要があるとの判断に至り、選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は平笠小学校から南西へ約2.5kmの地点です。現況は、自己保全管理されておりました。申請地は植林に必要な面積を確保でき、周囲も農地に面していないことから、周辺農地にも影響が無いため選定したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は西根第一中学校から北西へ約1.8kmの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は申請者が管理する育苗ハウスから近く、播種作業の効率化に適していること。また、近隣に住宅などがなく、周囲の生活環境にも影響を及ぼさないことから選定したとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は大更小学校から南東へ約600mの地点です。現況は、自己保全管理されておりました。申請地は現在の仮設事務所に近く、交通の便が良い土地であり、土地所有者と合意できたことから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第19地割199-1、田、513㎡です。現況は、空き地となっており、雑種地化しておりました。

申請番号2：平館第10地割76-1、田、181㎡を含む2筆、691㎡です。現況は、住宅敷地と一体利用されており、宅地化しておりました。

申請番号3：平館第24地割24-2、畑、1,082㎡です。現況は、草が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4：赤坂田195-1、畑、226㎡を含む2筆、405㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号5：細野531-1、畑、2,380㎡を含む2筆、2,893㎡です。現況は、草が生い茂り、原野化しておりました。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

13番（工藤委員）

13番の工藤嘉充です。

申請番号1番ですが、位置は、大更小学校から南東へ約250mの地点です。現況は、空き地となっており、雑種地化しておりました。申請地は、平成2年に5条転用許可後に申請者の母親が大型トラックの駐車場として法人に貸し付けましたが、その際、地目変更登記を行わず、現在に至ったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR平館駅から南東へ約400mの地点です。現況は、住宅敷地と一体利用されており、宅地化しておりました。申請地は、平成14年頃から、石混じりの土であることから畑に使用せず、住宅敷地として一体的に利用するようになり、宅地化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、JR平館駅から南東へ約650mの地点です。現況は、草が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、他の所有農地から離れた場所にあったことから、平成10年頃から耕作しなくなり、原野化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、JR安比高原駅から北西へ約3.1kmの地点です。現況は、草木が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、昭和50年頃から耕作出来ずに放置していたことで原野化したとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は、JR赤坂田駅からそれぞれ北へ約180m、南東へ約150mの地点で

す。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、昭和 55 年頃から高速道路の開通に伴い、耕作条件が悪くなったことで耕作しなくなり、山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページをご覧ください。今月の申請は、15 件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定及び使用貸借権設定は 11 件で、すべて中間管理機構を通した申請です。また、所有権移転は 4 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 3 件です。

まずは、基盤法による所有権移転です。

申請番号 1 番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での賃貸借権設定です。

申請番号 2 番～4 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 5 番～6 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 7 番～9 番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 10 番～12 番は西根南地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 13 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 14 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 15 番は安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 15 ページから 17 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時32分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年度第 5 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月26日

会 長 _____

7番委員 _____

8番委員 _____

令和4年度

第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年8月24日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第5回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会